

産業廃棄物処理計画書	
2024年6月28日	
広島市長	
提出者	
住所	広島県広島市中区鶴見町4-25
氏名	株式会社増岡組広島本店
	取締役副社長本店長 迫 清孝
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-504-5050
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社増岡組広島本店
事業場の所在地	広島県広島市中区鶴見町4-25
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	【D06】総合工事業
②事業の規模	元請完工高 13,054百万円（税抜き）（令和5年9月）
③従業員数	180名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙参照

別紙1
(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状: 前年度(令和5年度) 実績量
計画: 今年度(令和6年度) 計画量

産業廃棄物の種類	単位:トン／年																			
	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥	4563.85	4520	0	0	0	0	0	0	0	0	4563.85	4520	4563.74	4520	4563.85	4520	0	0	0	0
廃油	0.33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.33	0	0.33	0	0.33	0	0	0	0	0
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	371.03	340	0	0	0	0	0	0	0	0	371.03	340	17.845	180	369.945	340	0	0	0	0
紙くず	63.99	60	0	0	0	0	0	0	0	0	63.99	60	0.45	10	63.99	60	0	0	0	0
木くず	286.695	230	0	0	0	0	0	0	0	0	286.695	230	100.1	100	266.695	230	0	0	0	0
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不棄物																				
ゴムくず																				
金属くず	162.494	150	0	0	0	0	0	0	0	0	162.494	150	0	50	162.494	150	0	0	0	0
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	30.5	30	0	0	0	0	0	0	0	0	30.5	30	2.8	10	25	20	0	0	0	0
鋳さい																				
がれき類	12292.383	10000	0	0	0	0	0	0	0	0	12292.383	10000	5575.002	5640	11654.315	9050	0	0	0	0
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
廃石膏ボード	159.79	140	0	0	0	0	0	0	0	0	159.79	140	65.17	70	159.79	110	0	0	0	0
石棉含有産業廃棄物	29.848	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29.848	0	0	0	7.5	0	0	0	0	0
建設混合廃棄物	35.36	30	0	0	0	0	0	0	0	0	35.36	30	22.62	20	35.36	20	0	0	0	0
水銀使用製品産業廃棄物	0.136	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.136	0	0.136	0	0	0	0	0	0	0
合計	17976.406	15500	0	0	0	0	0	0	0	0	17976.406	15500	10348.193	10600	17309.269	14500	0	0	0	0

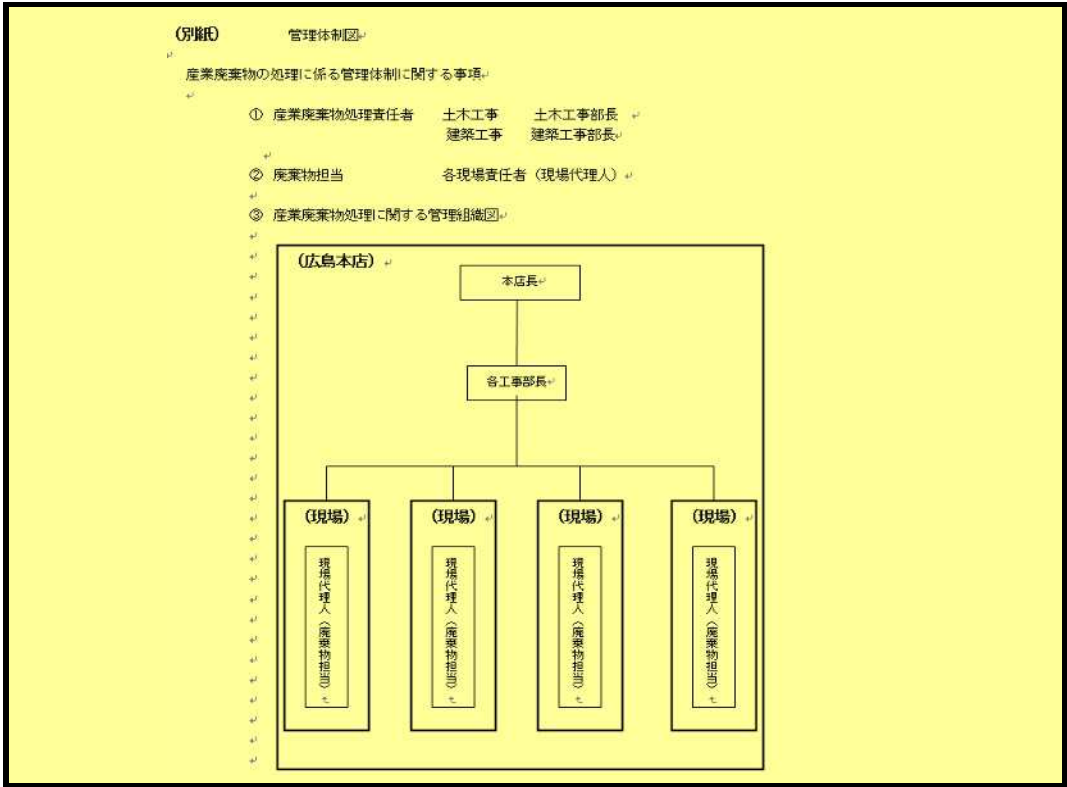
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	必要量以上の取壊し作業等を抑制し、産業廃棄物量の抑制を図る。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後もこれまで同様の抑制に関する取組を行う。

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の 種類及び分別に関する取組)	コンクリート殻、アスファルト殻、木くず、廃プラスチック等各 現場にて種類毎に分別。
②計画 (今後、分別する予定の産業廃 棄物の種類及び分別に関する取 組)	今後もこれまでと同様の取組を行う。

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	現在、実施していない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も実施する予定はない。

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	現在、実施していない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も実施する予定はない。

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	現在、実施していない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も実施する計画はない。

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	現在、再生処理業者と適正な委託契約を締結している。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も、再生処理業者と適正な委託契約を締結する。 また、優良認定処理業者への委託も検討する。

産業廃棄物の一連の処理の工程

